



島根県報

平成21年3月27日（金）

第2,071号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人 事 課）	5
島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	（地 域 福 祉 課）	6
医師法施行細則の一部を改正する規則	（医 療 対 策 課）	6
歯科医師法施行細則の一部を改正する規則	（ ” ）	7
死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則	（ ” ）	7
保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則	（ ” ）	8
診療放射線技師法施行細則の一部を改正する規則	（ ” ）	8
身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	（障 害 者 福 祉 課）	8
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	（薬 事 衛 生 課）	9
島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則	（企 業 立 地 課）	9
島根県会計規則の一部を改正する規則	（会 計 課）	11
物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則	（ ” ）	12

【告 示】

県政情報センター等設置運営要綱の一部改正	（総 務 課）	12
補助金等交付規則第3条の規定によりしまね社会貢献基金助成金の交付の対象等を定める告示	（環 境 生 活 総 務 課）	13
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	13
県営土地改良事業計画の変更	（農 村 整 備 課）	14
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	14
保安林予定森林（3件）	（ ” ）	15
補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示	（企 業 立 地 課）	16
補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を定める告示	（ ” ）	19
補助金等交付規則第3条の規定により拠点工業団地立地促進補助金の交付の対象等を定める告示	（ ” ）	20
補助金等交付規則第3条の規定により特定通信費補助金の交付の対象等を定める告示	（ ” ）	21
補助金等交付規則第3条の規定により江の川工業用水道料金補助金の交付の対象等を定める告示	（ ” ）	23
島根県企業立地促進資金融資要綱の一部改正	（中 小 企 業 課）	24
島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の一部改正	（ ” ）	24

補助金等交付規則第3条の規定により建設産業新分野進出促進事業補助金の交付の対象等を定める告示	(土木総務課)	25
補助金等交付規則第3条の規定により建設産業新分野進出支援事業助成金の交付の対象等を定める告示	(〃)	26
島根県建設業関係物資流通実態調査要綱の廃止	(技術管理課)	26
ふるさと島根の景観づくり条例第2章第2節の規定を適用しない区域の指定の一部改正	(都市計画課)	26
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為の一部改正	(〃)	27
都市計画事業変更の認可	(下水道推進課)	27
建築協定の変更の認可	(建築住宅課)	27
【公 告】		
土地区画整理組合の解散の認可	(都市計画課)	28
【選管告示】		
不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し		28
【雑 報】		
公営住宅法の規定による浜田市営住宅又は共同施設の管理の実施	(建築住宅課)	28

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第17号）

1 規則の概要

通勤による災害における補償の対象となる通勤の途中の日常生活上必要な行為に、2週間以上の期間にわたる日常生活を営むのに支障がある配偶者等の介護（ただし、当該介護による移動の逸脱又は中断の間は、当該補償の対象から除く。）を加えることとした。（第2条の5関係）

2 施行期日等

公布の日から施行し、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用することとした。

◇島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則（規則第18号）

1 規則の概要

児童福祉専門分科会児童処遇部会の担任する事務を追加することとした。（第6条関係）

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇医師法施行細則の一部を改正する規則（規則第19号）

1 規則の概要

(1) 医師法等の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類のうち、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定により市町村が処理することとされた事務に係るものは、保健所長を経由しなくてもよいこととした。（第1条関係）

(2) 書類の提出部数に係る規定を削除することとした。（第1条関係）

(3) 引用する条項の整理

(4) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(2)については、平成21年4月1日から施行することとした。

◇歯科医師法施行細則の一部を改正する規則（規則第20号）

1 規則の概要

(1) 歯科医師法等の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類のうち、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定により市町村が処理することとされた事務に係るものは、保健所長を経由しなくてもよいこととした。（第1条関係）

(2) 書類の提出部数に係る規定を削除することとした。（第1条関係）

(3) 引用する条項の整理

(4) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(2)については、平成21年4月1日から施行することとした。

◇死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則（規則第21号）

1 規則の概要

- (1) 死体解剖保存法等の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類のうち、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定により市町村が処理することとされた事務に係るものは、保健所長を経由しなくてもよいこととした。(第1条関係)
- (2) 書類の提出部数に係る規定を削除することとした。(第1条関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(2)については、平成21年4月1日から施行することとした。

◇保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則(規則第22号)

1 規則の概要

- (1) 保健師助産師看護師法等の規定により厚生労働大臣又は知事に提出する書類のうち、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定により市町村が処理することとされた事務に係るものは、保健所長を経由しなくてもよいこととした。(第1条第1項関係)
- (2) 書類の提出部数に係る規定を削除することとした。(第1条第2項関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇診療放射線技師法施行細則の一部を改正する規則(規則第23号)

1 規則の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(規則第24号)

1 規則の概要

県内のすべての町村に福祉事務所が設置されることに伴う規定の整理

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(規則第25号)

1 規則の概要

- (1) 書類の提出部数に係る規定を削除することとした。(第6条関係)
- (2) 製菓衛生師法等の規定により知事に提出する書類のうち、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定により市町村が処理することとされた事務に係るものは、保健所長を経由しなくてもよいこととした。(第6条関係)

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則(規則第26号)

1 規則の概要

- (1) 特定製造業を廃止し、県が産業集積を目指す分野の業種を指定誘導業種として定めることとした。(第2条関係)
 - (2) ソフト産業の対象業種にシェアードサービス業を追加することとした。(第2条関係)
 - (3) 指定誘導業種に該当するもののうち、資本金が1億円以下かつ常用従業員の数が100人以下のものについては、認定の基準を緩和することとした。(第3条関係)
 - (4) 認定企業の届出に関する事項の整理及び追加を行うこととした。(第10条関係)
- 2 施行期日
- 平成21年1月1日から施行することとした。

◇島根県会計規則の一部を改正する規則(規則第27号)

- 1 規則の概要
 - (1) 支庁及び県民センター等に置かれる収入分任出納員に、県税及びこれに係る徴収金に係る有価証券の出納及び保管等の事務を委任することとした。(第13条関係)
 - (2) 入札手続等の電子化に伴う規定の整理(第60条・第60条の2・第62条・第66条の4関係)
 - (3) 遅延賠償金を徴収する場合の割合を年3.6パーセントに改めることとした。(第71条関係)
 - (4) 物品管理者が別に定める帳簿に使用責任者を記載したときは、物品整理票への使用責任者の記載を省略できるととした。(第94条関係)
 - (5) 債権現在額報告書の提出期限を改めることとした。(第105条の11関係)
 - (6) 公有財産に関する調書の提出期限を改めることとした。(第145条関係)
 - (7) 他の部局の出納事務を併せ行う出納員を置く部局名等を改めることとした。(別表第1関係)
 - 2 施行期日
- 平成21年4月1日から施行することとした。

◇物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則(規則第28号)

- 1 規則の概要
- 入札手続の電子化に伴う規定の整備(第3条関係)
- 2 施行期日
- 平成21年4月1日から施行することとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第17号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年島根県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の5に次の1号を加える。

- (5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び

職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第18号

島根県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

島根県社会福祉審議会規則（平成12年島根県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表児童福祉専門分科会の部児童処遇部会の項担任する事務の欄中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 被措置児童等の虐待に係る事実についての確認並びに被措置児童等に対する虐待の防止及び被措置児童等の保護を図るための適切な措置に関する事項

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

医師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第19号

医師法施行細則の一部を改正する規則

医師法施行細則（昭和23年島根県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 医師法（昭和23年法律第201号）、医師法施行令（昭和28年政令第382号。以下「令」という。）、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号。以下「規則」という。）及びこの細則により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、住所地为管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）第2条の規定により市町村が処理することとされた事務に係る書類その他その経由に関して特別の定めがある書類については、この限りでない。

第2条中「第1条」を「第3条」に、「写は」を「写しは、」に改める。

第3条中「第3条第2項」を「第5条第2項」に、「第5条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第5条第1項中「第4条第1項」を「第6条第1項」に、「まっ消」を「抹消」に、「失^{そう}」を「失踪」に改め、

同項ただし書中「第4条第2項」を「第6条第2項」に改める。

第6条中「第6条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第9条中「第7条第2項」を「第10条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

歯科医師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第20号

歯科医師法施行細則の一部を改正する規則

歯科医師法施行細則（昭和23年島根県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 歯科医師法（昭和23年法律第202号）、歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号。以下「令」という。）、歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号。以下「規則」という。）及びこの細則により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、住所地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）第2条の規定により市町村が処理することとされた事務に係る書類その他その経由に関して特別の定めがある書類については、この限りでない。

第2条中「第1条」を「第3条」に、「写は」を「写しは、」に改める。

第3条中「第3条第2項」を「第5条第2項」に、「第5条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第5条第1項中「第4条第1項」を「第6条第1項」に、「まっ消」を「抹消」に、「失^{そう}そう」を「失踪」に改め、同項ただし書中「第4条第2項」を「第6条第2項」に改める。

第6条中「第6条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第9条中「第7条第2項」を「第10条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第21号

死体解剖保存法施行細則の一部を改正する規則

死体解剖保存法施行細則（昭和25年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）、死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号。以下「令」という。）、死体解剖保存法施行規則（昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。）及びこの細則により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、その住所地又は解剖地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）第2条の規定により市町村が処理することとされた事務に係る書類については、この限りでない。

第4条中「再下付」を「再交付」に改める。

第6条中「写」を「写し」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第22号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和30年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「並びに准看護師試験」を「、准看護師試験」に改め、「交付申請書」の次に「並びに知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）第2条の規定により市町村が処理することとされた事務に係る書類」を加え、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

診療放射線技師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第23号

診療放射線技師法施行細則の一部を改正する規則

診療放射線技師法施行細則（昭和57年島根県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第27条」を「第28条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第24号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「町村長」を削る。

様式第6号中「・町村長あて」を「あて」に、「福祉事務所等」を「福祉事務所」に改める。

様式第8号中「町村長」を削る。

様式第11号中「・町村」を削る。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第25号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（書類の経由）

第6条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、住所地を管轄する保健所長を経由しなければならない。ただし、県外に住所を有する者の提出する書類及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）第2条の規定により市町村が処理することとされた事務に係る書類については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第26号

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 製造業のうち、次に掲げるもの（以下「指定誘導業種」という。）

ア 別表第1の該当業種の欄に掲げるもののうち、同表の区分の欄に掲げるそれぞれの分野の産業集積に資するもの（知事が認めるものに限る。）

イ 島根県内で開発された新技術、新材料及び新製品を事業化するものとして、知事が認める業種

ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が特に認める業種

第2条第2号中「特定製造業」を「指定誘導業種」に改め、「食品製造業その他の製造業のうち」を削り、同条第3号に次のように加える。

セ シェアードサービス業

第3条各号列記以外の部分中「業種」を「場合」に改め、同条第1号中「第2号に掲げる業種」の次に「の場合（次号に掲げる場合に該当するときを除く。）」を加える。

第3条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 指定誘導業種であつて、資本金が1億円以下かつ常用従業員の数が100人以下の場合（別表第2の1の項から3の項までのいずれかに該当する場合を除く。） 次のア及びイに掲げる基準に適合すること（企業の立地を行うために必要な投下固定資本額が3億円以上であり、かつ、企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が10人以上である場合を除く。）。

ア 企業の立地を行うために必要な投下固定資本額が1億円以上であること。

イ 企業の立地に伴い新たに増加する常用従業員の数が5人以上であること。

第3条第2号から第4号までの規定中「業種」の次に「の場合」を加える。

第8条第1項各号列記以外の部分中「業種」を「場合」に改め、同項第1号中「コールセンター業」の次に「の場合」を、「除く。）」の次に「及び第3条第1号の2に該当する場合」を加え、同項第2号中「業種」の次に「の場合」を加える。

第10条各号を次のように改める。

- (1) 認定計画に係る工場等の休止
- (2) 認定計画に係る工場等の譲渡
- (3) 認定計画に係る工場等の生産規模の著しい縮小
- (4) 前各号に掲げるもののほか、業種の変更等認定計画の実施に関して重大な影響を及ぼす事項

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

区 分	業 種
1 輸送用機械関連分野、工作機械関連分野	<p>(1) 中分類による該当業種 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業</p> <p>(2) 小分類による該当業種 無機化学工業製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）、その他のプラスチック製品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他の窯業・土石製品製造業、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、鉄素形材製造業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸・押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が認める業種</p>
2 健康・福祉機器関連分野	<p>(1) 中分類による該当業種 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業</p> <p>(2) 小分類による該当業種 無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、その他の化学工業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）、その他のプラスチック製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が認める業種</p>
3 情報家電関連分野、ロボット関連分野、環境・エネルギー機器関連分野、燃	<p>(1) 中分類による該当業種 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電子部品・デバ</p>

料電池関連分野	イス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業 (2) 小分類による該当業種 無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）、その他のプラスチック製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）、光学機械器具・レンズ製造業 (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が認める業種
---------	---

注 1 この表における分類（中分類及び小分類をいう。）及び業種は、日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）による。

2 食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業は、機能的食品等（健康の増進、栄養成分の補給等に資するための付加機能を有するもの又は付加価値の高い製品として知事が認めるものをいう。）に係るものに限る。

別表第2（第3条関係）

- 1 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。）が所有している中小企業者
- 2 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の島根県企業立地促進条例施行規則の規定は、平成21年1月1日以後に申請された島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定による認定に係る計画（以下「認定計画」という。）について適用し、同日前に申請された認定計画については、なお従前の例による。

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第27号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を次のように改める。

- 4 支庁及び県民センター等に置かれる出納員は、次の各号に掲げる事務を、当該支庁及び県民センター等に置かれる収入分任出納員に委任するものとする。
 - (1) 情報公開運用収入に係る現金の収納を行うこと。
 - (2) 県税及びこれに係る徴収金についての現金の収納を行うこと。
 - (3) 有価証券の出納及び保管並びに記録管理を行うこと（県税及びこれに係る徴収金に係るものに限る。）。

第60条中「入札期日（）」の次に「電子入札（契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。以下同じ。）及び」を加え、「初日」

を「末日」に改め、同条第4号中「日時（」の次に「電子入札及び」を加える。

第60条の2第2項中「かかわらず、」の次に「電子入札及び」を加え、「期間中に」の次に「契約担当者又は」を加える。

第62条第1項中「ただし、」の次に「電子入札及び」を加える。

第66条の4に次の1項を加える。

- 4 契約担当者は、第1項の規定にかかわらず、見積書の徴取に代えて、契約担当者の使用に係る電子計算機と見積書を徴される者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を徴することができる。

第71条第1項中「3.7パーセント」を「3.6パーセント」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、物品管理者が別に定める帳簿に使用責任者を記載したときは、物品整理票の記載を省略することができる。

第105条の11及び第145条中「6月30日」を「6月15日」に改める。

別表第1西部県民センター県央事務所（川本駐在グループ）の項中「西部福祉事務所」を「西部農林西部農林振興センター県央事務所」

振興センター県央事務所」に改め、同表島根中央高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第28号

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「入札の日時」の次に「（電子入札（会計規則第60条に規定する電子入札をいう。以下同じ。）にあつては、入札期間及び開札の日時）」を加え、同条第2項中「入札期日」の次に「（電子入札にあつては、入札期間の末日）」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告

示

島根県告示第217号

県政情報センター等設置運営要綱（平成6年島根県告示第716号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条中「午後零時15分」を「正午」に改める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

島根県告示第218号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまね社会貢献基金助成金の交付の対象等を次のとおり定め、平成21年4月1日から施行する。

補助金等交付規則第3条の規定によりしまね協働実践事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成20年島根県告示第344号）は、廃止する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

しまね社会貢献基金助成金

2 交付の目的

寄附金等を財源として設置された島根県社会貢献活動促進基金（以下「基金」という。）を活用し、社会貢献活動を実施する団体の事業に対して助成を行い、県内の社会貢献活動の推進を図ることを目的とする。

3 交付の対象である事業及び経費並びに助成の率及び限度額

交付の対象である事業	交付の対象である経費	助成の率	助成の限度額
基金による助成対象事業の実施団体として登録された団体（以下「登録団体」という。）が提案する事業のうち、県内の社会貢献活動の推進を図るもので知事が認めるもの	事業に要する経費のうち、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料（備品のリース料を含む。）、賃金その他知事が認めるもの	10分の10以内	(1) 団体支援助成事業 登録団体への支援を希望する寄附の金額の範囲内で、50,000円を下限とし、知事が別に定める額を上限とする。 (2) 協働助成事業寄附者設定テーマ型 寄附者の意向に基づき島根県又は県内の市町村等との協働事業に対する支援を希望する寄附の金額の範囲内で、500,000円を下限とし、知事が別に定める額を上限とする。 (3) 協働助成事業県設定テーマ型 島根県が基金に拠出する額の範囲内で、2,000,000円を上限とする。

(注) 1 登録団体への1年度内における助成金の額は、10,000,000円を上限とする。

2 表及び(注)1の助成の限度額によりがたい場合は、知事が別に定めるものとする

4 その他

助成金を交付する団体は、審査委員会で申請内容を審査のうえ、決定するものとする。

島根県告示第219号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日

株式会社みのり	訪問介護	あおぞら介護センター 出雲	出雲市下古志町624	平成21年 4 月 1 日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第220号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、西田地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成21年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
西田地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）
変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
隠岐の島町役場

島根県告示第221号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
大田市富山町才坂字芦谷1828－1、1829、1857、1870、1871、1875、1876、1877－2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
富山町才坂字芦谷1829、1857、1870、1875、1876、1877－2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第222号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市仁摩町大国字坊迫1393、1395-1、1395-2、1396、1397、字防迫3785-5、3785-7から3785-9まで、3785-11、字防迫北平3790-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

仁摩町大国字坊迫1393、1395-1、1395-2、字防迫3785-5、3785-7から3785-9まで、3785-11、字防迫北平3790-1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第223号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市仁摩町大国字タチン場1621、字寺山1624、3671、字出口下モ1649、字島坂1650-1、3697、字出口1652-1、字鳶ケス1663、字茶ノ兼奥3694、字元屋敷3695、字流谷3696、字畑坂3697-2、字ニカキ山3699、字紙田屋上エ3700、字相談平3707

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

仁摩町大国字タチン場1621、字寺山1624、字出口下モ1649、字島坂1650-1、3697、字出口1652-1、字畑坂3697-2、字ニカキ山3699、字相談平3707

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第224号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市掛合町波多1814-10

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第225号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示（平成20年島根県告示第686号）は、廃止する。

平成21年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。)

2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

3 交付の対象となる者

島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定による計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）であって、次に掲げる場合に依りて次に定める要件を備えたもの

(1) 島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第3条第1号に掲げる場合 増加固定資本額（規則第3条第1号ア、第1号の2ア、第2号ア又は第4号アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間（規則第5条第1項に規定する申請書が受理された日（規則第3条第3号に掲げる業種にあつては、平成20年1月1日以後の事業開始日とのいずれか早い日）から助成金の交付を申請する日までの期間をい

う。以下同じ。)に新たに取得した投下固定資本(当該認定企業が同企業に全額出資している企業(主たる事務所が県外にあるものに限る。)の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法(昭和40年法律第34号)第64条の2に規定するリース取引を行い、かつ売買取引に準ずる会計処理を行った場合にあつては、当該投下固定資本を含む。以下同じ。)に係る経費の総額をいう。以下同じ。)が3億円以上であつて、増加常用従業員(認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業(以下「全額出資企業」という。))が助成対象期間に当該認定企業の立地に伴い新たに雇用した雇用期間の定めのない常用従業員(規則第3条第2号に掲げる業種にあつては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者その他の実質的に常用従業員に準ずると認められる者(以下「派遣労働者等」という。))を含む。)をいう。以下同じ。)の数(以下「増加常用従業員数」という。)が10人以上であること。

- (2) 規則第3条第1号の2に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であつて、増加常用従業員数が5人以上であること(増加固定資本額が3億円以上であり、かつ、増加常用従業員数が10人以上である場合を除く。)
- (3) 規則第3条第2号に掲げる場合 増加固定資本額が3,000万円以上であつて、増加常用従業員数が10人以上であること。
- (4) 規則第3条第3号に掲げる場合 増加常用従業員数が3人以上であること。
- (5) 規則第3条第4号に掲げる場合 増加固定資本額が1億円以上であつて、増加常用従業員数が5人以上であること。

4 助成金の交付の対象及び交付の額

- (1) 交付の対象 増加固定資本額(助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。)及び増加常用従業員に係る経費

- (2) 交付の額 次に掲げる額の合計額(規則第2条第3号シのコールセンター業(隠岐郡に立地するものうち、平成22年3月31日までに条例第4条第1項の規定による計画の認定を受けたものを除く。))及び規則第3条第1号の2に該当する場合にあつてはアに掲げる額、同条第4号に掲げる業種にあつてはイに掲げる額)とする。

ア 増加固定資本額に別表第1の左欄に掲げる業種及び同表の中欄に掲げる増加常用従業員数に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額に、別表第2の左欄に掲げる立地の区分に応じ同表の右欄に掲げる助成率を乗じて得た額(その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表3の左欄に掲げる区分に該当する場合は、同表右欄に掲げる額をそれぞれ7億円に加算した額。)

イ 増加常用従業員数(全額出資企業の増加常用従業員数を除く。)に規則第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる業種にあつては100万円(増加常用従業員が派遣労働者等である場合は、50万円)を、同条第4号に掲げる業種にあつては50万円を乗じて得た額(以下「増加常用従業員数を基礎として算定した額」という。)。ただし、次に掲げる場合にあつては、当該区分に応じてそれぞれ次に定める額

- (7) 増加常用従業員数を基礎として算定した額が3億円を超える場合(交付の対象となる者が(イ)に該当するもの又は規則第2条第4号に掲げる業種である場合を除く。) 3億円

- (4) 規則第2条第3号シのコールセンター業であつて、隠岐郡に立地するものうち平成22年3月31日までに条例第4条第1項の規定による計画の認定を受けたものについて、増加常用従業員数を基礎として算定した額が3千万円を超える場合 3千万円

5 助成金の支払

助成金の交付決定のあつた年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあつては、2億円を超える部分の助成金について交付決定のあつた年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

6 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の方法によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。
 (2) 助成金の交付後、正当な理由なく、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと。

別表第 1

業種	増加常用従業員数	助成率
1 規則第2条第1号又は第3号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合（(2)に掲げる場合を除く。）	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	20パーセント
2 規則第2条第2号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が10人以上の場合（(2)に掲げる場合を除く。）	10パーセント
	(2) 増加常用従業員数のうち技術者又は研究者の数が10人以上の場合	15パーセント
3 規則第2条第5号に掲げる業種	(1) 増加常用従業員数が5人以上9人以下の場合	15パーセント
	(2) 増加常用従業員数が10人以上の場合	20パーセント
4 規則第2条第1号に掲げる業種であって、規則第3条第1号の2に掲げる場合に該当するもの	増加常用従業員数が5人以上の場合	10パーセント

別表第 2

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。）	100パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、公的工業団地（県、市町村、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が整備した工業団地（工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イに規定するものをいう。）をいう。）内に新たに用地を取得（過去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。）して建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合	100パーセント
3 県内企業が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（2に掲げる場合を除く。）	50パーセント
4 県内企業が、償却資産のみを増設する場合	25パーセント
5 県内企業のうち規則第3条第1号の2に掲げる場合に該当するものが、償却資産のみを増設する場合	50パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに掲げる施設をいう。

- ア 規則第2条第1号又は第2号に掲げる業種 工場立地法第4条第1項第1号に規定する生産施設
 イ 規則第2条第3号又は第5号に掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

別表第 3

立地の区分	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用従業員の数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員の数が30人以上のもので、その事業内容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの	2億円

島根県告示第226号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県ソフト産業家賃等補助金の交付の対象等を定める告示（平成20年島根県告示第287号）は、廃止する。

平成21年 3 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県ソフト産業家賃等補助金

2 交付の目的

ソフト産業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業及びシェアードサービス業をいう。以下同じ。）の立地（県内で新たに事業所を設けて事業を営む場合又は主たる事務所が県外にある企業で、既に県内で事業所を設けている企業が、県内の他の市町村で新たに事業所を設ける場合をいう。以下同じ。）に伴う初期コストである家賃を軽減する措置を講ずることにより、同産業の立地を促進し、もって本県産業の高度化、新産業の創出及び雇用機会の増大を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる者

ソフト産業に該当する企業で、次の要件をすべて満たすもの

- (1) 県内において、常用従業員（雇用期間の定めのない従業員をいう。以下同じ。）又は契約社員等（1年以内の期限付きで雇用される従業員（社会保険又は雇用保険に加入する者に限る。）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第40条の2第1項第1号の政令で定める業務に従事する者をいう。）を20人以上新たに雇用する企業であること（島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づく認定を受けている企業のうち、島根県企業立地促進条例施行規則（平成4年島根県規則第43号。以下「規則」という。）第2条第4号に該当するものについては、常用従業員を3人以上新たに雇用する企業であること。）。
- (2) 平成20年1月1日から平成23年3月31日までに立地した企業であること。
- (3) 事業開始日（条例第4条第1項の規定に基づく認定を受けている企業のうち、規則第2条第4号に該当するものについては、平成20年4月1日とのいずれか遅い日）から1月以内に事業開始届を知事に提出している企業であること。

4 補助金等の交付の対象、交付期間及び交付の額

- (1) 交付の対象 事業所の家賃等（月額又は年額で契約された賃貸料及び賃貸借契約に明示された共益費で定額で負担するもの）
- (2) 交付期間 事業を開始したとき（事業開始届による事業開始日の翌月又は3の(1)の要件を満たした日の翌月のいずれか遅い月（その日が月の初日の場合は当月）。以下「補助開始月」という。）から5年間（条例第4条第1項の規定に基づく認定を受けている企業のうち、規則第2条第4号に該当するものについては、8年間）

- (3) 交付の額 補助対象事業費の3分の1以内とし、補助開始月から1年ごとの交付限度額は2千万円（条例第4条第1項の規定に基づく認定を受けている企業のうち、規則第2条第4号に該当するものについては、補助対象事業費の2分の1以内とし、補助開始月から1年ごとの交付限度額は1千万円）とする。ただし、大規模な雇用が見込まれるコールセンター業については、次の表に定めるところによる。

新規雇用人数	補助限度額
300人以上	4,000万円／年
600人以上	6,000万円／年
800人以上	8,000万円／年
1,000人以上	10,000万円／年

5 その他特記事項

次のいずれかに該当する場合には、補助対象としない。ただし、企業又は賃貸者が賃貸に係る建物の建築若しくは取得又は当該建物に係る土地の取得について、島根県企業立地促進助成金又は拠点工業団地立地促進補助金の交付を受けない場合（同助成金又は同補助金の対象となる場合に限る。）は、この限りでない。

- (1) 企業の役員が賃貸者である場合（賃貸者の役員である場合を含む。）
- (2) 企業が賃貸者との資本関係において、50パーセント以上出資している場合又は出資を受けている場合

島根県告示第227号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、拠点工業団地立地促進補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により拠点工業団地立地促進補助金の交付の対象等を定める告示（平成20年島根県告示第270号）は、廃止する。

平成21年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

拠点工業団地立地促進補助金

2 交付の目的

拠点工業団地（益田拠点工業団地、ソフトビジネスパーク島根及び江津工業団地をいう。）への立地企業に対して補助を行い、企業の立地を促進することを目的とする。

3 対象業種

次に掲げる拠点工業団地の区分に応じ、それぞれ次に掲げる業種とする。

- (1) 益田拠点工業団地 製造業、ソフト産業（別表に掲げる業種をいう。以下同じ。）、自然科学研究所、不動産賃貸業、サービス業（製造業支援サービス業に限る。）及び知事が特に認める業種
- (2) ソフトビジネスパーク島根 研究開発型企业（団地内において新たな製品や技術の開発に取り組む企業をいう。）、ソフト産業、人材育成機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の大学、高等専門学校及び同法第82条の2の専修学校をいう。）、試験研究機関（自然科学研究所及び人文・社会科学研究所をいう。）、不動産賃貸業及び知事が特に認める業種
- (3) 江津工業団地 益田拠点工業団地の対象業種と同じ（ただし、サービス業を除く。）。

4 交付の対象事業者

拠点工業団地において、対象業種の事業の用に供するため工場、事業場、教育施設又は研究施設を設置し、事業を営む企業であり、次に掲げる要件をすべて満たすもの

- (1) 1の契約により取得した土地の面積が1,000平方メートル以上であること。

- (2) (1)の要件に適合する契約（当該契約が2以上ある場合は、それらのうち最初に締結された契約）の締結の日（以下「契約締結日」という。）から起算して30日以内に土地売買契約届を知事に提出していること。
- (3) 企業等が協定を締結した場合は、協定を締結した日から起算して30日以内に協定締結届を知事に提出していること。
- (4) 契約締結日から起算して3年以内に当該契約により取得した土地において操業を開始し、その操業の開始の日から起算して30日以内に操業開始届を知事に提出していること。
- (5) 知事による土地売買契約届の受理の通知の日（協定を締結した場合にあっては、協定締結届の受理の通知の日）から補助金の交付を申請する日までの期間内に立地に伴い新たに雇用した雇用期間の定めのない従業員（ソフト産業及び知事が特に認める業種にあっては、雇用期間の定めがある者で、実質的に雇用期間の定めがないと認められるものを含む。）の数が、5人以上であること。
- (6) (2)に規定する契約及びこれ以外の契約で契約締結日以後に締結されたもの（以下「交付対象契約」という。）により取得した土地について、島根県企業立地助成金の交付を受けていないこと。
- 5 補助金等の交付の対象及び交付の額
- (1) 対象 交付対象者が交付対象契約により取得した土地の価格の総額（以下「交付対象経費」という。）
- (2) 交付の額 益田拠点工業団地及び江津工業団地にあっては交付対象経費に100分の20を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、ソフトビジネスパーク島根にあっては交付対象経費に100分の15を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 6 その他特記事項
- 平成23年3月31日までに締結された交付対象契約に適用する。

別表

ソフトウェア業
情報処理サービス業
情報提供サービス業
広告代理業
デザイン業
機械設計業
経営コンサルタント業
ディスプレイ業
非破壊検査業
エンジニアリング業
コールセンター業
デジタルコンテンツ業
データセンター業
シェアードサービス業

島根県告示第228号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、特定通信費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により特定通信費補助金の交付の対象等を定める告示（平成20年島根県告示第286号）は、廃止する。

平成21年3月27日

1 補助金等の名称

特定通信費補助金

2 交付の目的

高速通信専用回線又は情報通信システムの導入を支援する措置を講ずることにより、研究開発型企业、ソフト産業等の立地を促進し、本県の産業の高度化、新産業の創出及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを目的とする。

3 補助金等の交付の対象等

事業	交付の対象	補助対象経費	交付の率等	交付の期間
高速通信専用回線利用費補助事業	県内において専用回線を接続する事業所のうち、製造業（日本標準産業分類に掲げる製造業をいい、県営工業団地内に事業所を設置しているものに限る。）、研究開発型企业又は研究開発支援企業等	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者と契約した専用回線（電気通信信号の伝送速度が每秒1メガビット以上のものに限る。）の使用料	補助対象経費の2分の1以内（交付の額は、50万円以上5,000万円以下とする。ただし、専用回線の接続の相手方が県内に所在するときは、50万円以上1,000万円以下とする。）	特定通信費補助事業利用計画書の承認をした日から起算して5年以内
雇用確保促進特定通信費補助事業	次のいずれにも該当するもの (1) 県内においてコールセンター業を営む者であること。 (2) 島根県企業立地促進条例（平成4年島根県条例第23号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けていること。 (3) 新規常用従業員数が20人以上であること。 (4) 操業を開始した日から2年以内に特定通信費補助事業利用計画の承認を受けること。	コールセンター業の用に供する通信に伴う経費であって、電話その他の通信費及び電子情報処理組織（補助事業者の使用に係る電子計算機と当該コールセンターを利用する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用に係るもの	補助対象経費の2分の1以内（交付の額は、50万円以上5,000万円以下とする。ただし、電話その他の通信費にあつては3,000万円を、電子情報処理組織の使用に係る費用にあつては3,000万円をそれぞれの上限とする。）	

備考

- 専用回線とは、電気通信事業者が提供する特定顧客専用の指定地点間を結ぶ通信回線又は帯域保証型（一定区間において最低伝送速度を保証するもの）の通信回線をいう。
- 研究開発型企业とは、新たな技術に関する研究及び開発を行い、かつ、企業化を図ることができると知事が認める者又は申請する直前の決算において売上高に対する試験研究費の割合が3パーセントを超えている者をいう。
- 研究開発支援企業等とは、ソフト産業（次に掲げる業種をいう。）、人材育成機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校であつて私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設立したものに限る。）、試験研究機関（自然科学研究所及び人文・社会科学研究所をいう。）及び知事が特に認める業種をいう。

- ア ソフトウェア業
- イ 情報処理サービス業
- ウ 情報提供サービス業
- エ 広告代理業
- オ ディスプレイ業
- カ 非破壊検査業
- キ デザイン業
- ク 機械設計業
- ケ 経営コンサルタント業
- コ エンジニアリング業
- サ デジタルコンテンツ業
- シ コールセンター業
- ス データセンター業
- セ シェアードサービス業

- 4 新規常用従業員数とは、補助事業者が島根県企業立地促進条例第4条第3項の規定による申請が受理された日以後に新たに雇用した雇用期間の定めのない常用従業員（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者その他の実質的に常用従業員に準ずると認められる者を含む。）の数をいう。

島根県告示第229号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、江の川工業用水道料金補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成21年 3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

江の川工業用水道料金補助金

2 交付の目的

江津工業団地において企業（営利を目的として事業を営む法人をいう。）が使用する工業用水道料金を軽減する措置を講じ江津工業団地への立地を促進することにより、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを目的とする。

3 交付の開始

江の川工業用水の給水申込みに対して承認を受けた企業の数が2以上となった月から交付することができる。

4 交付の対象等

交付の対象	対象となる経費	交付の額	交付の期間
江津工業団地に立地する企業で工業用水道を使用するもの	工業用水道料金（島根県工業用水道料金徴収条例（平成43年島根県条例第38号。以下「条例」という。）の規定に基づき算定する料金をいう。）（超過料金（条例別表の	基本使用水量（島根県工業用水道事業給水規程（昭和44年島根県公営企業管理規程第3号）第4条第2項の規定により承認を受けた1日当たりの使用水量をいう。以下同じ。）及び特定使用水量（同規程第5条第3項の	島根県工業用水道事業供給規程で定める使用開始届の受理日又は江の川工業用水道料金補助事業利用計画書の受理日のうちいずれか遅い日の属する月（以下「補助開始月」という。）から5年間（すべての月で基本使用

	備考に定める料金をいう。)を除く。)のうち支払が終了しているもの	規定により承認を受けた1日当たりの使用水量をいう。以下同じ。)のうち400立方メートル以下の部分に対し、1立方メートル当たり20円を乗じた額並びに基本使用水量及び特定使用水量のうち401立方メートル以上の部分に対し、1立方メートル当たり10円を乗じた額	水量が5,000立方メートルを超えた場合は、交付の期間を3年間延長する。)
江津工業団地に立地する企業で工業用水道を使用するものうち、3年間の交付期間の延長を受けたもの	工業用水道料金(超過料金を除く。)のうち支払が終了しているもの	基本使用水量及び特定使用水量のうち401立方メートル以上5,000立方メートル以下の部分に対し、1立方メートル当たり5円を乗じた額	補助開始月から8年を経過した月から4年間。ただし、基本使用水量が5,000立方メートル以下となった場合は、その前月までとする。

島根県告示第230号

島根県企業立地促進資金融資要綱(平成3年島根県告示第718号)の一部を次のように改正する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第10条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ契約で定めるところにより、借受者に対し、期限を定めて取扱金融機関への企業立地促進資金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第10条第1項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同項第2号中「知事の承認を得て」を削り、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 虚偽の方法によって企業立地促進資金の融資を受けたことが明らかであるとき。

(3) 企業立地促進資金の融資後、正当な理由なく、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したとき。

附 則

1 この告示は、平成21年3月27日から施行する。

2 この告示による改正後の島根県企業立地促進資金融資要綱の規定は、平成21年3月27日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第231号

島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱(平成3年島根県告示第719号)の一部を次のように改正する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第10条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ契約で定めるところにより、借受者に対し、期限を定めて取扱金融機関へのソフト産業等立地促進資金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第10条第1項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同項第2号中「知事の承認を得て」を

削り、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 虚偽の方法によってソフト産業等立地促進資金の融資を受けたことが明らかであるとき。
- (3) ソフト産業等立地促進資金の融資後、正当な理由なく、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したとき。

附 則

- 1 この告示は、平成21年3月27日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県ソフト産業等立地促進資金融資要綱の規定は、平成21年3月27日以後の通知に係る融資について適用し、同日前の通知に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第232号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、建設産業新分野進出促進事業補助金の交付の対象等を次のとおり定め、平成21年4月1日から施行する。

補助金等交付規則第3条の規定により建設産業新分野進出促進事業補助金の交付の対象等を定める告示（平成20年島根県告示第273号）は、廃止する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 補助金等の名称
建設産業新分野進出促進事業補助金
- 2 交付の目的
建設業者等が建設産業以外の分野に新たに進出することを促進し、もって地域経済の健全な発展並びに地域雇用の維持及び確保に資することを目的とする。
- 3 交付の対象となる者
 - (1) 次のいずれかに該当する建設業者等
 - ア 次に掲げる要件のすべてを満たす者
 - (ア) 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格を有すること。
 - (イ) 県内に主たる営業所を有すること。
 - (ウ) 直近の決算における完成工事高が10億円未満であること。
 - イ 次に掲げる要件のすべてを満たす者
 - (ア) 出資者は、すべて島根県内に本店を有すること。
 - (イ) 出資者のうち(1)に該当する者による出資割合の合計が50パーセントを超えていること。
 - (ウ) 常勤の役員には、出資者のうち(1)に該当する者から1名以上就任していること。
 - ウ 次に掲げる要件のすべてを満たす者
 - (ア) アに該当する企業が10分の1出資している農業生産法人であること。
 - (イ) 出資者のうちアに該当する者が企画管理労働に係る常勤役員に1名以上就任していること。
- 4 交付の対象となる事業の内容
新分野進出事業（日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）で定める大分類D建設業以外の分野に新たに進出するものであって、知事が別に定めるものをいう。）を開始するため又は当該事業を拡張するために要する経費であって、交付の目的に沿った事業であること。
- 5 補助金等の額及びその交付の率
補助金の額は、1件当たり、補助事業に要する経費のうち交付の対象となるものの3分の1以内で、かつ、100万円以上400万円以下の額とする。

島根県告示第233号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、建設産業新分野進出支援事業助成金の交付の対象等を次のとおり定め、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

建設産業新分野進出支援事業助成金

2 交付の目的

建設業者等が建設産業以外の分野に新たに進出することを促進し、もって地域経済の健全な発展並びに地域雇用の維持及び確保に資することを目的とする。

3 交付の対象となる者

(1) 次のいずれかに該当する建設業者等

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を受けている者であって、島根県内に主たる営業所を有しているもの

イ 島根県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格を有する者であって、島根県内に本店を有するもの

ウ 2以上の個人又は法人で構成するグループで、構成員はすべて島根県内に本店を有し、構成員のうちア又はイに該当する者が1以上含まれている者

エ 次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(ア) 出資者は、すべて島根県内に本店を有すること。

(イ) 出資者のうちア又はイに該当する者による出資割合の合計が50パーセントを超えていること。

(ウ) 常勤の役員には、出資者のうちア又はイに該当する者から1名以上就任していること。

オ 次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(ア) ア又はイに該当する企業が10分の1出資している農業生産法人であること。

(イ) 出資者のうちア又はイに該当する者が企画管理労働に係る常勤役員に1名以上就任していること。

4 交付の対象となる事業の内容

新分野進出事業（日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）で定める大分類D建設業以外の分野に新たに進出するものであって、知事が別に定めるものをいう。）への進出を検討するための事前の調査又は研究等、進出した事業の拡張のための事前の調査又は研究等及び販路拡大に要する経費であって、交付の目的に沿った事業であること。

5 助成金等の額及びその交付の率

助成金の額は、1件当たり、助成事業に要する経費のうち交付の対象となるものの3分の2以内で、かつ、50万円以下の額とする。

島根県告示第234号

島根県建設業関係物資流通実態調査要綱（昭和49年島根県告示第703号）は廃止し、平成21年3月27日から施行する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第235号

ふるさと島根の景観づくり条例第2章第2節の規定を適用しない区域の指定（平成4年島根県告示第648号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3号を削る。

島根県告示第236号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為（平成19年島根県告示第281号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2号の次に次の1号を加える。

(3) 津和野町景観計画（平成20年津和野町告示第54号）に定められた景観計画区域内で行う行為

島根県告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

雲南市

2 都市計画事業の種類及び名称

大東都市計画下水道事業雲南市公共下水道

3 事業施行期間

平成14年5月1日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成18年11月10日島根県告示第1035号の事業地のうち養賀、飯田、下阿用及び大東において事業地を変更する。

島根県告示第238号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第6項において準用する同法第74条第2項において準用する同法第73条第1項の規定により、次のとおり建築協定（以下「協定」という。）の変更を認可したので、同法第76条の3第6項において準用する同法第74条第2項において準用する同法第73条第2項の規定により告示する。

建築協定書は、雲南県土整備事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請者の住所並びに名称及び代表者の氏名

松江市古志原4丁目1-1

島根県住宅供給公社 理事長 法正 良一

2 認可の年月日及び番号

平成21年3月18日 第1号

3 協定の概要

(1) 協定の目的となっている土地の区域

雲南市大東町飯田637番2外61筆

(2) 協定の有効期間

平成19年11月26日から20年間

(3) その他

建築物に関する基準、協定違反があった場合の措置等に関すること。

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、次の土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成21年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土地区画整理組合の名称

江津市和木北部土地区画整理組合

2 事務所の所在地

江津市江津町1525番地

3 解散認可の年月日

平成21年3月27日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成21年3月27日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
有料老人ホーム鳳光苑	簸川郡斐川町大字上庄原1634番地5	平成21年3月16日

雑 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、浜田市に代わって市営住宅又は共同施設を次のとお

り管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成21年 3月27日

島根県住宅供給公社理事長 法 正 良 一

1 浜田市に代わって市営住宅又は共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称
島根県住宅供給公社

2 浜田市に代わって管理を行う市営住宅又は共同施設の名称
市営緑ヶ丘住宅外19住宅（災害特別住宅を除く。）及び共同施設

3 浜田市に代わって行う市営住宅又は共同施設の管理の内容

(1) 浜田市営住宅条例（平成17年浜田市条例第247号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条第1項	入居者公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手続きに関する事務
第12条	市営住宅の同居承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条	市営住宅及び共同施設の修繕費用の負担に関する事務
第25条	市営住宅不在届に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項、第2項及び第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅の斡旋に関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第41条第1項	市営住宅の退去手続きに関する事務
第42条第1項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡し請求に関する事務
第43条	市営住宅管理人に関する事務

(2) 浜田市営住宅の家賃の収納に関する事務

(3) 浜田市営住宅家賃の納付指導に関する事務

(4) 浜田市営住宅駐車場の管理に関する事務

4 浜田市に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

平成21年 4月 1日から平成24年 3月31日までの期間